



あなたの**みらい**が**ふくらむまち**

海野隆議会報告

ホームページ・ブログは：[海野隆 阿見町](#)で検索 改題 VOL1-15
メール：sougousenryaku@gmail.com 海野隆後援会へのご支援もお願いします

男女共同参画センター めぐって激論交わされる

平成26年12月議会は、9日に開会し19日までの11日間開催されました。一般質問は10、11日に行われ7人の議員が質問しました。今議会から質問時間が60分から30分に短縮されました。

今回の議会では、男女共同参画センターの場所をめぐって激論が交わされました。その他の各種会計補正予算、子育て関連条例（利用者負担額）、町道路線の廃止、認定については、異論なく可決されました。また教育委員の人事案件で、小松澤孝子さんが退任、新たに立原順子さんの任命に同意をしました。

私は、男女共同参画センター条例について反対、その他の議案については賛成致しました。

●一般質問の概要

私の一般質問は、1、総合防災について、2、現場代理人について、の2項目について提案を交えて執行部を質しました。主なやり取りは以下の通りです。

■総合防災訓練について

海野：5年ぶりの総合防災訓練は実践的で意義のあるものだった。出初め式も含めて一般町民にこうした訓練を見学してもらえよう積極的に周知・広報すべきではありませんか。

総務部長：広報紙・ホームページを通じて広報を行っているが、整備を進めている防災行政無線の運用ができるようになればそこを通じても呼びかけるようにします。

海野：災害時協定を締結している24の企業団体との実効性を発揮するために連絡体制や協議の場をつくるべきではありませんか。

交通防災課長：連絡協議会的なものを発足させるのが最終的な目標ですが、それぞれの締結先と定期的に事務的な調整を図るところから直ぐにでも始めていきたいと思えます。



海野：災害の記録を残し、災害の記憶を風化させないことが防災には大事です。災害時の避難誘導場所の案内掲示等の設置などは、住民はもちろん観光客等に対しても、防災の「見える化」を通じて日常的な自助意識を高める必要はありませんか。来年度予算に計上すべきではありませんか。

町長：町では地震、洪水、土砂災害の3種類のハザードマップを作成して窓口やホームページにおいて周知啓発しています。案内掲示

NO2 板等については来年度から3か年計画で早い内に実施したいと考えています。

海野：緊急時非常用持ち出し避難袋の普及は必要性が分かっているにもかかわらず準備出来ないのが現状です。必要品リストと合わせて全世帯に基本的な防災グッズや緊急用品を備えた避難袋を配布する考えはありませんか。



町長：避難袋については配布を考えていません。来年度に防災ハンドブックを全世帯に配布する予定です。

海野：ハンドブックを配布しても本棚の片隅に置かれてしまうのではないのでしょうか。ハンドブックの配布よりは費用対効果が格段に高いことは明らかです。再検討をして下さい。

■現場代理人について



海野：現場代理人は、工事現場に常駐することを契約約款において義務づけています。発注者として現場代理人の常駐状況を確認する必要はありませんか。

町長：常駐に関しては、請負業者が信義に従って誠実に履行していると考えており、特に常駐については確認しておりません。

海野：常駐について確認していないということだが、現場代理人が不在で工事が行われているということが日常的に行われているのではないかと疑われるのですが、そうした常駐状況についても確認する必要性はありませんか。

上下水道課長：現場代理人が現場にいなかったという情報をいただいてから、現在は1日に2回、確認しています。

■参画センター反対討論

私は、男女共同参画センター条例について反対しましたが、議会での反対討論を掲載し、なぜ反対したのかについて町民の皆様にご理解をいただきたいと思います。このセンター条例案は、12月1日の全員協議会で初めて説明がありました。阿見町男女共同参画センターを阿見中学校の近くの民間ビルに置くというものでした。この民間ビルは、2階建てで1階に理容室と司法書士事務所があり、2階部分にセンターを入居させたいというものでした。

採決は可否同数で議長の賛成により、問題を抱えたままの物件がそのまま可決されるということになりました。設置場所があまりにも問題を抱えており、議会が代替案まで検討したということは、執行部の提案が議員を説得できる根拠に欠けたというべきです。以下、反対討論の全文です。

「私は、議案第103号、阿見町男女共同参画センター条例について反対討論を致します。この条例は、第1条から11条により構成されています。私は、この内、第2条の2項、センターの名称及び位置についての内、位置について反対致します。

阿見町は、昨年、関係する多くの方々のご尽力により男女共同参画都市宣言を行いました。私は、基本的には男女共同参画センターが設置され、さまざまな政策が推進されていくことについて大いに期待しています。しかし、この本条例の位置については、以下に述べる観点から、現状のままでは賛成できず、反対



を致します。早急に、位置つまり場所について再検討され、議会に新たな議案を提出されるよう希望いたします。それでは、反対の理由を述べます。今回、センターの設置場所として民間ビルの一室を借り上げるということのようですが、

第1点は、民間ビルの借り上げに際して、さまざまな面を考慮した十分な検討が行われなかったと思われることです。執行部からは15カ所について職員によるインターネット検索の情報を基に、現地に足を運び、検討したと答弁していますが、不動産取り引き、管理の専門家である業者に依頼することもなく、議会での質問に賃貸借の条件について明示されることもありませんでした。これは、検討したという答弁とは異なり、あらかじめ場所が決まっていたのではないかという疑いが拭いきれません。これは、地方自治法第2条の14項に定められた、最小の経費で最大の効果を上げるという地方財政の原則から逸脱しており同17項により無効だと思われるからです。

第2点は、こうしたセンター的な機能を持つ公共施設を設置する場合には、駐車場が不可欠と思われるが、対象民間ビルの駐車場は、1階に理髪店及び行政委書士事務所が入居し、不特定多数の来店が予想されるのに対して、駐車場スペースは4台程度と思われ、駐車場の不足が予想されることが確実です。執行部は、駐車場は役場の駐車場を利用できるとしていますが、役場も耐震工事中であり、また、例年2月から3月の税金申告の際には深刻な

N03 駐車場不足が予想されるなど、予測される駐車場対策について全く考慮されていないことなど、短期的とはいえ公共施設を設置する条件に合致しない物件であると判断せざるを得ないと思われま

第3点は、高齢者や車いすを使用する障がい者等への配慮に全く欠けた場所であることです。執行部の答弁の様子では、そうした配慮への検討は全く行われなかったのではないかという疑いがあります。平成18年12月に、国土交通省はバリアフリー施策を総合的・計画的に推進するために、それまでのハートビル法と交通バリアフリー法を発展的に統合した、「高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」を施行いたしました。少なくとも公共施設については、そうした観点から既存の建築物についても整備を行うなどとしています。

こうした公共施設は、特定の団体や団体に所属する方々だけが利活用するものではありません。「比較的良く使用されると想定される団体や会員が、小さく生んで大きく育てると言っているから、とにかく成立させて」という意見があるのも承知しておりますが、それは根本的に間違った意見です。条例案第4条3項。4項にも書かれていますが、このセンターは、当然に多くの町民の方々の利用が想定されております。上記のようなことを考慮すれば、1階にあるか、あるいはエレベーターないしはエスカレーターの装備が必要不可欠の条件であります。こうした条件に合致しない場所に、センターを設置することが適当でないことは明らかです。



第4点は、該当常任委員会での委員の発言や提言、私どもの調査でも、町内にセンター設

N04 置にふさわしい民間賃貸物件は多数あることが明らかになっています。駐車場の問題、エレベータやエスカレーターの装備、広い階段、警備員の存在など、バリアフリーにとどまらない、阿見町男女共同参画センターに相応しい場所が、多数候補として挙げていることを考えると、代替案は多数あり交渉についても容易だと思われま

す。以上、反対の理由を述べましたが、執行部は直ちに再検討に入られることを希望して、私の反対討論と致します。」

■みんなの党の解党



私が所属するみんなの党は、衆議院選挙直前の11月28日に解党しました。これまで町民の皆様には、私へのご支持をお願いし、また衆議院選挙及び参議院選挙の投票をお願いしましたので、残念な結果となりました。あらためて支持者の皆様にご心からお詫びを申し上げます。

党員や支持者、地方議員に何の説明もなく公党である政党が、突然解党するというのは、まったく異常なことであると思います。

みんなの党に所属していた国会議員はもちろん、約300名の地方自治体議員も一瞬にして無所属となってしまいました。今後は、無所属で議員活動を行う予定です。

みんなの党に所属した最も大きな理由である「地域主権」「生活重視」という政治理念を継承し、これからも活動の基本にして行きたいと思

無料法律・生活相談

●地域や家庭での日常生活上の問題や法律に関わる問題などに遭遇して解決できずに悩んでいる方の相談に応じます。予約が必要です。

予約は、090-1548-5294



●夫婦・親子、結婚・離婚、相続・遺言、土地・家屋の売買や賃借、金銭貸借(クレジット・サラ金)、中小企業の経営問題、労務などについて弁護士が相談に

応じます。●交通事故の示談交渉(弁護士への相談をお勧めします)や医療事故、損害賠償請求、名誉棄損など人権問題なども弁護士が相談に応じます。

議会への要望や意見もお寄せ下さい。
ホームページやブログもご覧ください。

2014年のブログベスト20

今年は12月19日現在で113本の記事を書きました。自選のベスト20は以下の通りです。ベスト10は赤丸です。お時間がありましたらお読み下さい。

- 議会報告かあいさつ状か：01/10(金)
- 阿見町長選挙告示：02/18(火)
- 映画アンナ・ハーレントを観る：03/07(金)
- 藤井孝幸議員に対する辞職勧告決議：03/27(木)
- 議会構成が変わりました：04/07(月)
- 本郷小学校校歌と下村千秋：06/09(月)
- 吉原小学校校歌と金澤直人先生：06/10(火)
- 迅速な対応・生活道路補修：07/15(火)
- 不法行為による名誉棄損訴訟：2014/7/16(水)
- 夢もちこし・霞ヶ浦高校：07/25(金)
- 臨時議会・防災行政無線：07/26(土)
- 交差点停止線の後退：08/05(火)
- 議会決算特別委員会2014：09/17(水)
- 広域避難計画について：10/04(火)
- 学校の広域連携について：10/14(火)
- みんなの党は解党しました：11/19(水)
- 一般質問の時間制限：11/26(水)
- 茨城県議会議員選挙告示2014：12/05(金)
- 阿見町からの富士山：12/19(金)
- 阿見町男女共同参画センター条例：12/19(金)